

東部療育通信-2021年6月号-

入所と地域の障害児(者)の生活を支援するメールマガジン

発行東京都立東部療育センター<http://www.tobu-ryoiku.jp/>

日頃より東部療育センターのメールマガジンをお読みいただき誠にありがとうございます。

東部療育センターは地域の障害児者の方々に外来、通所、短期入所等のサービスを提供しています。住み慣れた地域で生活できるよう支えていくことは当センターのみでは不可能で、関係する諸機関との連携が不可欠です。

そこで、今回のメールマガジンでは、「地域との連携について」についてご紹介します。

【外来】

当センター初診の方の多くは発達障害の診断や療育（リハビリテーション）を希望されており、普段は保育園・幼稚園、学校等に通っています。一日の長い時間を過ごす保育園等での関わりは非常に重要で、こうした機関との連携が大切です。センターで診察・評価をしていく中で、保護者の方の了解の下で連携を行っていきます。連携の方法としては電話・書面・訪問があります。リハビリテーション科職員と協力し情報収集、必要に応じて実際に保育園等に職員が出向き、情報交換やアドバイス等を実施していきます。クラスでの状況、クラス全体の様子、担任の人数や指導の仕方等を観察し、その状況に合わせた支援を行います。連携の結果、保育園、学校での支援体制を整えてくれるケースも多くあります。実際に保育園等に出向いた件数としては平成30年度33件、令和元年度42件、令和2年度16件となっています。

外来では、家庭での児童に対する不適切な対応等に対して、継続的な地域での見守りの支援を必要とするケースもあり、保健所や子ども家庭支援センター、児童相談所と連携し情報交換、必要に応じて関係者会議等に参加しています。

また発達障害の受診が増えていることから平成29年度から発達障害合同研修を医師、リハビリテーション科職員を講師に年1回開催しています。対象は特別支援教室、通級指導学級の教員や、特別支援教育コーディネーター等で、講義やグループワークを実施しました。令和2年度は新型コロナウイルス流行のため実施できませんでしたが、今後も継続していきたいと考えています。

平成28年度からは保育所等訪問支援事業も開始しています。対象は継続的に訪問が必要なケース及び島しょ部等で他の事業がない地域としています。

【通所】

18歳以上の方が通う生活介護事業で、地域との連携・会議を実施する場面が多くあります。当センターの生活介護登録人数が増えていく中で区の生活介護施設との併用が検討されたためです。通所者居住区の福祉課や併用先となる生活介護施設との連絡会を開催しています。各区福祉課との会議には通所利用者の家族も参加して、家族の立場から区への意見や要望等を伝えています。重症心身障害児(者)の通える通所を区にも作って欲しいとの要望の他、災害時の区の対応についてが近年よく言われています。当センターと区福祉課・区の生活介護施設との間では、当センターの通所状況や区施設の状況・体制等お互いの情報交換を行い、今後の連携体制について意見交換を行っています。その結果、新たに区のサービスとの併用を開始された利用者の方もいます。併用開始時には、医師や通所スタッフが先方にに向いたり、逆に生活介護施設職員が当センターに来院し、対象の利用者についての具体的な情報交換を行い、併用がスムーズに進むよう連携をしています。併用開始後も当センター医師が巡回指導として定期的に訪問し、医学的なアドバイスを継続的に実施しています。学校を卒業し当センターの通所を開始する際にも学校と同じように連携を行っています。

【短期入所】

主治医である医療機関や往診医からの診療情報提供書、訪問看護師からのサマリー等の情報をもらい短期入所中にも共有できるよう連携を図っています。短期入所前の健康状態、家庭での医療的ケアの実施状況等の情報が書かれていますが、短期入所中のケアに反映させ、環境変化による体調不良が起こらないよう努めています。

障害児の方々を支えるために医療関係者、行政、教育機関、福祉機関等、多くの方が関わっています。利用者・家族を中心にセンターを含めた各機関が連携し、より良い地域生活を支えていきたいと考えます。

地域療育支援室